

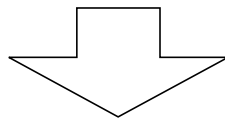
医療費の自己負担の限度額区分が変わります

平成27年1月から、70歳未満の人の所得区分と自己負担限度額が細分化されます。同じ人が同じ月内に一医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。限度額適用認定証（住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担減額認定証」）を提示することにより、外来・入院とも個人単位で一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。

平成27年1月から所得区分を細分化することによって、それぞれの所得に応じた負担になるように限度額が変更されます。

平成26年12月31日まで

区分	上位所得者	一般所得者	低所得者
所得要件	所得600万円超	所得600万円以下	住民税非課税
限度額	3回目まで： 150,000円＋総医療費が 500,000円を超えた場合は その超えた分の1パーセント 4回目以降： 83,400円	3回目まで： 80,100円＋総医療費が 267,000円を超えた場合は その超えた分の1パーセント 4回目以降： 44,400円	3回目まで： 35,400円 4回目以降： 24,600円



平成27年1月1日から

区分	上位所得者 ア	上位所得者 イ	一般所得者 ウ	一般所得者 エ	低所得者 オ
所得要件	所得901万円超	所得600万円 ～901万円 以下	所得210万円 ～600万円 以下	所得210万円 以下	住民税非課税
限度額	3回目まで： 252,600円＋ 総医療費が 842,000円を 超えた場合は その超えた分の 1パーセント 4回目以降： 140,100円	3回目まで： 167,400円＋ 総医療費が 558,000円を 超えた場合は その超えた分の 1パーセント 4回目以降： 93,000円	3回目まで： 80,100円＋ 総医療費が 267,000円を 超えた場合は その超えた分の 1パーセント 4回目以降： 44,400円	3回目まで： 57,600円 4回目以降： 44,400円	3回目まで： 35,400円 4回目以降： 24,600円

■問い合わせ先 住民福祉課 国保年金係 ☎(48)1111 (内214・216)